

自治会を対象とした 支援制度について (令和7年度版)

コミュニティ課 コミュニティ係

補助金以外の支援制度について

2

- ①印刷の支援
- ②自治会加入促進リーフレット
- ③活動物品の提供・貸出
- ④コミュニティ保険
- ⑤自治会長感謝状の贈呈

①印刷の支援

○内容

自治会活動に直結する文書について
有償で印刷を行います。

※自治会活動に直結する文書
・・・自治会報誌、総会資料、チラシなど

○受付期間 随時受付

①印刷の支援

○印刷費用

原稿：1面(片面)につき50円

印刷：1枚(片面)につき1円

例)両面刷り2枚の資料を150部印刷したい

原稿：4面(2面×2枚)×50円=200円

印刷：4面×150枚×1円=600円

合計：200円+600円=800円

①印刷の支援

○主な留意事項

- ・窓口にて申請書の記入が必要です。
- ・35部以上の印刷から受け付けます。
- ・印刷には1週間程度かかります。
(年度末は2週間弱かかる場合もあります)
- ・印刷用紙は自治会側で用意が必要です。
窓口での申請時にお持込ください。

②自治会加入促進リーフレット

○内容

コミュニティ課が作成したリーフレットを提供

○提供方法

印刷物(白黒)、電子データ(PDF・カラー)

○受付期間

随時受付

②自治会加入促進リーフレット

○依頼方法

次の内容を記載した申込書(様式あり)を提出

- ・イラスト版、写真版の指定
- ・自由記入欄に記載したい文言

○その他

- ・印刷物は35部以上から受付いたします。
なお、印刷には数日かかります。
- ・電子データはメールで送付します。

②自治会加入促進リーフレット

イラスト版

写真版

裏面

地域の情報が知りたい！

引越してきたばかりで近くに頼れる人がいない

防犯活動や災害時に助け合いたい

自治会に加入して
このまちでより良く暮らそう！



自治会って？

自治会は、自分たちの住む地域のための活動に取り組む地縁組織です。市内には現在180以上の自治会があり、それぞれが自主性を持ち、主体的に活動しています。

自治会の活動は、各自治会によりさまざまですが、美化活動や夏祭りなどそれぞれの活動が、地域の交流のきっかけとなっています。

見知らぬ人との日ごろの付き合いは、煩わしく感じることもあるかもしれませんが、顔見知りの方との近所づきあいは、私たちの暮らしに安心と安全を与えてくれます。

このまちでより良く暮らしていくために、自治会に加入してみませんか？

自治会に加入して
地域の「絆」を深めよう！



地域の環境美化



防災訓練

色んなシーンで活躍できる



防犯活動



資源ごみの集団回収

自治会は、自分たちの住む地域のための活動に取り組む地縁組織です。市内には現在180以上の自治会があり、それぞれが自主性を持ち、主体的に活動しています。

自治会の活動は、各自治会によりさまざまですが、美化活動や夏祭りなどそれぞれの活動が、地域の交流のきっかけとなっています。

見知らぬ人との日ごろの付き合いは、煩わしく感じることもあるかもしれませんが、顔見知りの方との近所づきあいは、私たちの暮らしに安心と安全を与えてくれます。

このまちでより良く暮らしていくために、自治会に加入してみませんか？

自治会ではこんな活動をしています

きれい・快適 快適で美しいまちを維持するため、地域の清掃や、資源ごみの集団回収を実施しています。 例：ゴミ集積所の清掃、環境美化活動、リサイクル品の集団回収など	安心・安全 地域の防犯活動や災害時に地域で助け合うための活動を行っています。 例：防犯パトロール、防災訓練、避難所運営マニュアルの作成など
支えあい・交流 子どもや高齢者、子育て世代など地域の人みんなで支えあい、顔見知りになれるよう自治会活動を行っています。 例：夏祭り、高齢者の見守り活動、子ども会各種サークル活動など	情報共有 自治会や地元学校、市からのお知らせなど、生活に必要な情報を提供しています。 例：自治会会報誌、回覧板、イベント案内、ポスター掲示など

自治会加入の申し込みは・・・

この地域の自治会は、_____自治会です。

自治会の加入については、_____まで！

(自由記入欄(自治会PR等))

③活動物品の提供・貸出

○内容

下記の物品の提供・貸出

回覧板(バインダー)	提供
行事用テント・テント用ウェイト	貸出
非接触型体温計	貸出

③活動物品の提供・貸出

○受付期間

利用日の6か月前～1週間前(回覧板は随時)

○主な留意事項

- ・それぞれ数に限りがあります。事前にお電話で在庫をご確認いただくとスムーズです。
- ・テントは2種類あります。
大テント(2間×3間)：9張
小テント(1間×1間)：36張

④コミュニティ保険

○内容

自治会活動中に発生した事故について補償する制度です。

○対象となる事故

(傷害事故)

自治会員がケガなどを負った場合

(賠償責任事故)

自治会が第三者等への賠償責任を負った場合

④コミュニティ保険

○対象となる活動

自治会として実施する事業・行事であり、
総会等で自治会の事業として位置づけられ、
参加を希望する全会員に開かれた活動

○対象外事項

飲酒状態での事故や熱中症の事故など、
補償の対象外となる場合があります。

④コミュニティ保険

○手続きについて

- ・事前の申請などは不要です。
実際に事故が発生したときに、コミュニティ課へ速やかにご連絡ください。
- ・提出いただいた書類をもとに市と保険会社で審査を行い、要件の適否を確認します。

④コミュニティ保険

○主な留意事項

- ・必要最小限の補償内容となっています。
活動内容を考慮し、必要に応じて他の保険
にも個別に加入するなどご検討ください。
- ・補償内容や対象外の活動などの詳細は、
パンフレットをご確認ください。
市ホームページからダウンロードできます。

⑤自治会長感謝状の贈呈

○内容

長く自治会長を務められた方へ感謝状を贈呈

○対象者

前年度をもって自治会長を退任された方で、
自治会長を通算5年以上務められた方。

○時期

7～8月頃に贈呈式を開催します。

3. その他

- ①文書配布について
- ②個人情報情報の取り扱いについて
- ③防火管理者の選任について

①文書配布について

○対象

全自治会

○実施基準日(該当月の第2金曜日)

5/9、7/11、9/12、12/12、3/13

○内容

各自治会で回覧や掲示をしていただきたい
チラシ、ポスターなどを配布します。

①文書配布について

○配布部数

届出されている部数どおりに配布します。
→変更したい場合は随時コミュニティ課へ

○配布方法

指定のお届け先に郵送
(※希望者には電子メールでも配布)

○文書の電子データ

市ホームページからダウンロードできます。

②個人情報取り扱いについて

○対象

全自治会

（自治会も個人情報保護法の対象です）

○問い合わせ先

個人情報保護委員会

個人情報保護法相談ダイヤル

03-6457-9849

②個人情報取り扱いについて

○基本的な注意事項

- ・会員の個人情報を取得するときは利用目的を示した上で取得する。
- ・利用目的に必要な情報のみ取得する。
- ・取得した情報は事前に示した利用目的以外に使用しない。
- ・不要になった情報は速やかに消去する。

③防火管理者の選任について

○対象

収容人数30人以上の自治会館(集会施設)

※30人未満でも対象となる場合があります。

○対応が必要なこと

・防火管理者(資格が必要)の選任と各種届出

※詳細については、最寄りの消防署へ
お問い合わせください。

ご説明は以上となります。